

次期社会教育基本計画の策定スケジュールについて（案）

現行の「旭川市社会教育基本計画（改定版）」は、平成28年度から令和9年度までの期間であり、令和9年度末をもって計画期間が終了することから、令和10年度を始期とする次期計画の策定作業を令和8年度から始める。

1 検討体制

社会教育委員会議に加え、より具体的、専門的な検討を行うため、議長・副議長のほか委員2名の4名で構成する専門部会を設置する予定

2 スケジュール

○令和8年度

令和8年5月に旭川市教育委員会からの諮問を受け、以後、社会教育委員会議および専門部会で議論を重ね、令和9年2月を目途に答申を行う。

○令和9年度

令和8年度の答申に基づき、具体的な計画を作成し、社会教育委員会議での議論および市民意見を反映した上で、次期社会教育基本計画を策定する。